

令和 8 年度水質検査計画

水質検査計画内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道の水源及び水道水の状況
4. 水質検査項目、頻度及びその理由、採水地点
5. 臨時の水質検査に関する事項
6. 検査方法
7. 水質検査計画及び水質検査結果の公表
8. その他

三井水道企業団

1. 基本方針

水道水の安全性の確保を考え、安全で良質であることを確認する為、下記の水質検査を行います。

(1) 検査地点

給水エリア全体が水質基準に適合しているか判断できる給水栓（蛇口）より採水し検査を行います。

(2) 検査項目

水道法で義務付けられている水質基準項目及び毎日検査項目を行います。

原水の水質、水質管理目標設定項目の検査は、福岡県南広域水道企業団、山神水道企業団で行っており、浄水を受水している三井水道企業団では検査結果の確認を行います。

(3) 検査の頻度

- ・水道水の色、濁り、残留塩素の検査は、1日1回行います。
- ・水道基準項目に関する検査は、月1回行います。但し、水道施行規則第15条第3項のハに基づき検査回数を減らすことのできる項目は、頻度を緩和し検査を行います。

2. 水道事業の概要

当企業団は、福岡県南広域水道企業団、山神水道企業団より浄水を受水し、小郡市、久留米市北野町及び大刀洗町へ供給しています。

(1) 施設概要

- ・大刀洗配水場（福岡県南広域水道企業団系、計画1日最大給水量17,000m³/日）
 配水タンク V=2,500m³ 2基 V=3,500m³ 1基
 次亜塩素素注入ポンプ 2基
 配水施設 配水ポンプ 5台 自家用発電施設 1式
 送水施設 送水ポンプ 4台 自家用発電施設 1式
- ・三沢配水場（山神水道企業団系、計画1日最大給水量8,100m³/日）
 配水タンク V=3,700m³ 1基 高所用配水タンク V=560m³ 1基
 次亜塩素素注入ポンプ 2基 自家用発電施設 1式

(2) 給水状況（令和7年3月31日現在）

区分	三井水道企業団	小郡市	久留米市北野町	大刀洗町
給水区域内人口 (人)	92,598	59,463	16,994	16,141
給水人口 (人)	75,175	50,452	12,646	12,077
普及率 (%)	81.18	84.85	74.41	74.82
1日平均給水量 (m ³)	19,514	12,958	3,724	2,832
1日最大給水量 (m ³)	21,527	14,295	4,108	3,124
計画給水人口 (人)	76,700	51,600	13,500	11,600
計画1日最大給水量 (m ³)	25,100	17,800	4,600	2,700

3. 水道の水源及び水道水の状況

三井水道企業団の水道水は、福岡県南広域水道企業団及び、山神水道企業団の浄水場から大刀洗配水場、三沢配水場にそれぞれ受水し給水しています。厳しい水質管理により浄水され水質基準を大幅に下回っており、安全で良質な水といえます。

4. 水質検査項目、頻度及びその理由、採水地点

(1) 毎日検査

No.	検査項目	基準値
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	残留塩素	0.1mg/l 以上

但し、No.3 残留塩素は供給する水が病原生物に著しく汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むおそれがある場合は、0.2mg/L 以上とします。

(2) 毎月検査

水道施行規則第15条第3項のハに基づき検査回数を減らすことのできる項目は頻度を緩和し検査を行います。(別表参照)

(3) 採水地点

- ・小郡市津古 (1) 毎日検査 (2) 毎月検査
- ・小郡市希みが丘 (1) 毎日検査
- ・小郡市西島 (1) 毎日検査
- ・小郡市干潟 (1) 毎日検査
- ・小郡市福童 (1) 毎日検査 (2) 毎月検査
- ・久留米市北野町大城 (1) 毎日検査 (2) 毎月検査
- ・大刀洗町大字三川 (1) 毎日検査 (2) 毎月検査



5. 臨時の水質検査に関する事項

供給される水が水質基準に適合しないおそれがあるときに行います。

- ・大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ・給水区域及びその周辺で消化器系感染症が流行しているとき。
- ・用水供給団体の浄水過程において異常があったとき。
- ・その他特に必要があると認められたとき。

6. 検査方法

毎日検査は、職員及び委託により行います。

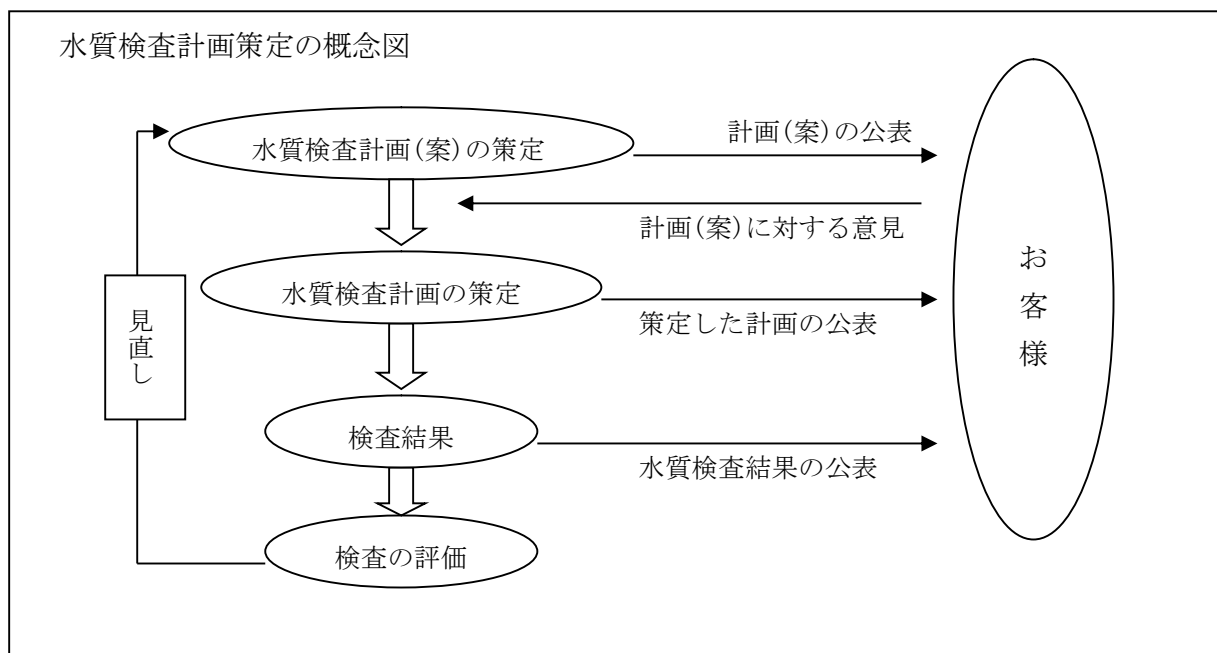
毎月検査は、福岡県南広域水道企業団水質センターと共同で検査を行います。

福岡県南広域水道企業団水質センター

福岡県久留米市荒木町白口 55 番地 TEL : 0942-27-1561

7. 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査結果は、三井水道企業団の窓口で閲覧出来ます。また、三井水道企業団ホームページに掲載し公表いたします。



8. その他

(1) 水質検査計画の見直しについて

水質検査計画は、水道法の定めにより毎事業年度前に策定公表し、前年度までの水質検査結果及び需要者から頂いた計画案に対する意見などを判断し、的確な水質管理ができるよう見直します。

(2) 水質検査の精度管理確認について

福岡県南広域水道企業団水質センターにおいて水質検査結果の信用性を確保するため、内部精度管理及び、外部精度管理を実施しています。これらの結果を水質年報にて確認します。

(3) 関係機関との連携について、

水道水の安全性確保のため、水質事故に素早く対応するための関係機関との連絡体制を整備すると共に、情報交換等を密に行い、連携を図っていきます。

- ・ 福岡県南広域水道企業団
- ・ 山神水道企業団
- ・ 福岡県県土整備部水資源対策課水道整備室
- ・ 環境省
- ・ 国土交通省

令和 8 年度水質検査計画の変更

- ・ 4(2)毎月検査 「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」(令和 7 年環境省法令第 19 号)及び「水道法施工規則の一部を改正する省令」(令和 7 年環境省法令第 20 号)が令和 8 年 4 月 1 日から施工されることとなり、水質管理目標設定項目であった「PFOS 及び PFOA」が、水質基準項目になりました。※水質基準項目の 20 の項から 51 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、新たに 20 の項として追加され、水質基準項目が 51 項目から 52 項目になりました。

別表 令和8年度水質検査項目、頻度及びその設定理由

項目番号	水質基準項目	水質基準値	過去3年間の最高	法に基づく検査頻度	令和8年度検査回数(回/年)	検査頻度の設定理由	
			令和4年4月～令和7年12月				
1	一般細菌	100個/ml	6	1回/1ヶ月	12	定期の水質検査必須項目のため1回/1ヶ月	
2	大腸菌	不検出	陰性		12		
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	<0.0003	1回/3ヶ月	1	※5	
4	水銀及びその化合物	0.0005以下	<0.00005		1		
5	セレン及びその化合物	0.01以下	<0.001		1		
6	鉛及びその化合物	0.01以下	<0.001		1		
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001		1		
8	六価クロム化合物	0.02以下	<0.002		1		
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	<0.004		1		
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01以下	<0.001		4		消毒関連項目のため1回/3ヶ月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.7		1		※5
12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.11		1		最高値が基準値の1/5以下のため1回/年
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.06	1	1回/3ヶ月	※5	
14	四塩化炭素	0.002以下	<0.0002	1			
15	1,4-ジニトロベンゼン	0.05以下	<0.001	1			
16	ビス(2-エチルヘキシル)スルホン	0.04以下	<0.002	1			
17	ジクロロメタン	0.02以下	<0.001	1			
18	テトラクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1			
19	トリクロロエチレン	0.01以下	<0.001	1			
20	PFOS及びPFOA ※2	0.00005以下	0.000007	4			※6
21	ベンゼン	0.01以下	<0.001	1			※5
22	塩素酸	0.6以下	0.19	4			消毒関連項目のため1回/3ヶ月
23	クロロ酢酸	0.02以下	<0.002	4			
24	クロロホルム	0.06以下	0.028	4			
25	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.005	4			
26	ジブromクロロメタン	0.1以下	0.006	4			
27	臭素酸	0.01以下	<0.001	4			
28	総トリハロメタン	0.1以下	0.047	4			
29	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.017	4			
30	ブromジクロロメタン	0.03以下	0.013	4			
31	ブromホルム	0.09以下	<0.001	4			
32	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.005	4	※5		
33	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.007	1			
34	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.07	4	最高値が基準値の1/5以上のため1回/3ヶ月		
35	鉄及びその化合物	0.3以下	0.01	1	※5		
36	銅及びその化合物	1.0以下	<0.005	1			
37	ナトリウム及びその化合物	200以下	12	1			
38	マンガン及びその化合物	0.05以下	<0.001	1	1回/1ヶ月	定期の水質検査必須項目のため1回/1ヶ月	
39	塩化物イオン	200以下	15	12			
40	硬度(Ca, Mg)	300以下	46	1	最高値が基準値の1/5以下のため1回/年		
41	蒸発残留物	500以下	138	1回/3ヶ月	4	最高値が基準値の1/5以上のため1回/3ヶ月	
42	陰イオン界面活性剤	0.2以下	<0.02	1	※5		
43	ジエチルシリン	0.00001以下	0.000002	4	発生時期を選んで4回/年測定(6月～9月)		
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000004	4			
45	非イオン界面活性剤	0.02以下	<0.002	1回/3ヶ月	1	※5	
46	フェノール類	0.005以下	<0.0005	1			
47	有機物質(TOC)	3以下	0.9	1回/1ヶ月	12	定期の水質検査必須項目のため1回/1ヶ月	
48	pH	5.8～8.6	7.8		12		
49	味	異常でないこと	異常なし		12		
50	臭気	異常でないこと	異常なし		12		
51	色度	5度以下	0.6		12		
52	濁度	2度以下	0.1		12		

※1 水質基準項目3～47の単位はmg/L。

※2 ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (別名PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA)

※3 <は未満を表す

※4 検査頻度の緩和を行った項目

※5 最高値が基準値の1/10以下のため1回/3年と緩和できるが水質確認のため1回/年

※6 新規項目のため1回/3ヶ月。ただし、水質確認のためR7年度より検査を行っています(R7年度1回/3ヶ月 年4回)。